

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 9 月 29 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600119号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600066号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月5日の標準賞与額を23万円、同年12月20日の標準賞与額を20万円、平成16年7月8日の標準賞与額を10万5,000円、同年12月4日の標準賞与額を10万8,000円、平成17年7月8日の標準賞与額を14万7,000円、同年12月10日の標準賞与額を20万円、平成18年7月14日の標準賞与額を19万円、同年12月8日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日、同年12月10日、平成18年7月14日及び同年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日、同年12月10日、平成18年7月14日及び同年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成18年7月14日
⑧ 平成18年12月8日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑧までについて、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑥までについて、B町から提出された請求者の平成16年度、平成17年度及び平成18年度（平成15年、平成16年及び平成17年所得分）に係る「町民税・県民税賦課資料について（回答）」（以下「賦課資料」という。）並びにA社から提出された請求者の平成15年、平成16年及び平成17年における各月の給与明細書によると、各年度の賦課資料に記載された給与収入額及び社会保険料は、各年の給与明細書に記載された支給総額の年間の合計額及び社会保険料控除額の年間の合計額を上回っていることが確認できる。

また、同僚から提出された請求期間①から⑥までに係る給与明細書には、社会保険料控除額の記載があることから、請求者の各給与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から給与を支給され、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から⑥までの標準給与額については、上記の賦課資料、請求者の給与明細書及び同僚の給与明細書において推認できる給与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は23万円、請求期間②は20万円、請求期間③は10万5,000円、請求期間④は10万8,000円、請求期間⑤は14万7,000円、請求期間⑥は20万円とすることが妥当である。

2 請求期間⑦及び⑧について、A社から提出された給与明細書及び給与支給額一覧表並びに同社の担当者の陳述により、請求者は、同社から、請求期間⑦は19万円及び請求期間⑧は15万円の給与を支給され、請求期間⑦は19万1,000円及び請求期間⑧は15万円の標準給与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の給与額のそれぞれに見合う標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間⑦及び⑧の標準給与額については、上記の給与明細書及び給与支給額一覧表により確認できる給与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間⑦は19万円、請求期間⑧は15万円とすることが妥当である。

3 事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日、同年12月10日、平成18年7月14日及び同年12月8日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者給与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日、同年12月10日、平成18年7月14日及び同年12月8日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600106号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600065号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年12月1日から昭和61年10月31日まで

私は、請求期間において、B市C区D町に所在したE社(適用事業所名簿によると、A社。以下「A社」という。)の工場、夜勤によるF業務に従事した。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与振込通帳の写し及び同僚の陳述から判断すると、勤務期間及び雇用形態は特定できないが、請求者は、請求期間の頃に、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社のB市C区D町にある工場を継承した事業所は請求期間に係る資料は保存しておらず、請求者に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求者の雇用保険の加入記録は確認できないが、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、10人の雇用保険の加入記録を調査したところ、いずれも雇用保険の加入記録が確認できる上、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

さらに、複数の同僚は、A社の工場では正社員のほかに多数のパート・アルバイトが従事しており、パート・アルバイトは全員が厚生年金保険に加入しているわけではなかった旨陳述しているところ、同社の工場を継承した上記事業所の担当者の陳述及び事業所別被保険者名簿によると、請求者を記憶する上記同僚がアルバイトであったとする期間においては、厚生年金保険に加入していなかったことが認められる。

加えて、企業年金連合会は、A社が加入していた厚生年金基金における請求者の加入員記録は管理されていないと回答しているほか、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間において、被保険者整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600110 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600064 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 10 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 23 年 6 月 1 日から昭和 26 年 4 月 1 日まで

私の夫 (訂正請求記録の対象者) は、請求期間についても、A 社に継続して勤務していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が欠落していることに納得できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

元同僚は、訂正請求記録の対象者が、請求期間についても、A 社において継続して勤務していた旨回答していることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間についても、同社において継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 17 年 9 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和 36 年 12 月 2 日に B 社に名称を変更した後、昭和 40 年 8 月 31 日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料控除を確認することができない。

また、請求期間当時の同僚 8 名に照会したところ、回答があった 1 名は訂正請求記録の対象者を記憶していたが、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答は得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 23 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者

資格を喪失した後、請求期間直後の昭和 26 年 4 月 1 日に同社において、被保険者資格を再取得した際に、新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できることから、同社における訂正請求記録の対象者に係る被保険者資格は、請求期間において一度喪失していたものとするのが自然である。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。